



発行 東京都

目次

告示

- 都営住宅の廃止……………
- ……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…一
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)…一
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)…六
- 特定都営住宅の廃止……………(同)…六

- 都営改良住宅の廃止……………(同)…六
- 都営改良住宅の使用料の変更……………(同)…七
- 都営住宅の駐車場の廃止……………(同)…八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)…八
- 中野区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約……………(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)…八
- 板橋区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約……………(同)…九
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路の指定……………(建設局道路管理部路政課)…九
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等……………(同)…一〇
- 都道の区域変更(八件)……………(同)…一〇
- 東京都港湾管理条例施行規則による指定管理者が定める申請書の提出以外の申請の方法……………(港湾局港湾経営部経営課)…一四

告示

- 港湾施設の変更……………(同)…二四
- 港湾施設の供用中止……………(同)…二四
- 博物館の登録抹消……………二四

正誤

○令和四年三月四日付東京都公告……………二四

東京都告示第四百十三号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

西保木間二丁目アパート  
(1、2、7号棟)  
高砂アパート  
(18号棟)

足立区西保木間二丁目五番  
葛飾区高砂四丁目二番  
中層耐火  
三三・四平方メートル  
同右  
三一・九平方メートル  
一一五戸  
三二戸

東京都告示第四百十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和四年四月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	2	28,200	53,300
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート(10号棟)	中央区明石町13	50.9	1	46,200	79,400
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	2	39,900	215,600
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(26号棟)	港区赤坂5-5	51.2	15	50,300	214,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	32,000	74,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(9号棟)	新宿区戸山2-9	38.3	1	32,000	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2-20	38.3	1	31,600	75,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,600	77,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	34,000	88,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	88,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	79,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,200	51,200
一般都営	中層耐火	下谷三丁目アパート(4号棟)	台東区下谷3-11	42.3	4	34,200	61,900
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(5号棟)	墨田区八広3-35	32.6	1	22,000	35,500
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	74,400
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート(3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43,200	79,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	28,800	45,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	49,600
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	18	41,900	73,900
一般都営	中層耐火	東砂七丁目アパート(36号棟)	江東区東砂7-17	51.0	3	41,700	63,400
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	31,500
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	29,500	50,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(12号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	44,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	53,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	42,600
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	53,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	39,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	14	36,700	49,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	85,800
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	42	46,700	70,800

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	68,700
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	99,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	99,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59.6	2	52,500	101,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	2	52,400	101,400
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,100	75,200
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第6アパート(27号棟)	大田区大森西3-1	55.9	1	47,500	93,800
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第3アパート(6号棟)	大田区大森西3-11	36.4	1	29,200	54,500
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)	大田区西六郷4-25	55.9	1	46,100	77,700
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート(2号棟)	大田区羽田5-12	32.6	2	25,100	39,200
一般都営	中層耐火	西糺谷二丁目第2アパート(5号棟)	大田区西糺谷2-26	39.0	1	31,300	55,300
一般都営	中層耐火	池上八丁目アパート(7号棟)	大田区池上8-22	39.0	1	32,200	53,600
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート(11号棟)	大田区大森西4-13	55.9	1	45,900	82,000
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(19号棟)	大田区多摩川2-24	48.1	1	40,200	75,000
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	85,300
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(2号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,100	103,900
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(1号棟)	世田谷区新町2-23	59.6	2	50,700	118,100
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜丘2-4	55.9	3	46,700	99,300
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(1号棟)	世田谷区桜丘2-4	48.1	6	40,200	85,400
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート(2号棟)	世田谷区桜丘2-4	55.9	3	46,700	99,300
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート(1号棟)	世田谷区南島山6-32	55.9	5	47,000	102,500
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート(2号棟)	世田谷区南島山6-31	48.1	3	40,500	88,200
一般都営	中層耐火	代田一丁目アパート(3号棟)	世田谷区代田1-23	26.4	1	29,100	76,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(8号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	2	40,600	68,300
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	6	30,500	83,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	3	35,700	101,400
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	98,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	4	32,300	98,600
一般都営	中層耐火	松ノ木二丁目アパート(10号棟)	杉並区松ノ木2-24	51.0	1	38,600	77,800
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(10号棟)	杉並区久我山5-36	48.1	3	37,600	86,800
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(12号棟)	杉並区久我山5-37	48.1	1	37,600	86,800
一般都営	中層耐火	久我山五丁目アパート(26号棟)	杉並区久我山5-39	51.0	8	39,900	92,100
一般都営	中層耐火	下井草二丁目第2アパート(5号棟)	杉並区下井草2-9	51.0	1	39,000	79,900

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	下井草二丁目第2アパート(24号棟)		杉並区下井草2-8	51.0	1	39,000	79,900
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)		杉並区方南2-6	42.3	2	32,200	73,900
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)		杉並区方南2-6	51.0	1	38,900	89,200
一般都営	中層耐火	高円寺北一丁目アパート(8号棟)		杉並区高円寺北1-26	42.4	2	33,200	78,400
一般都営	中層耐火	井草二丁目アパート(1号棟)		杉並区井草3-5	39.0	1	29,700	58,800
一般都営	高層耐火	堀の内二丁目アパート(1号棟)		杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	46,000
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(2号棟)		杉並区高井戸東1-14	39.0	1	28,800	72,400
一般都営	高層耐火	北大塚二丁目アパート(10号棟)		豊島区北大塚1-15	38.2	2	31,000	72,100
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)		豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	59,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)		豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	55,800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)		北区浮間1-5	55.9	2	44,600	79,600
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)		北区浮間1-5	48.1	1	38,500	68,100
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)		北区浮間1-5	48.1	2	38,700	65,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(2号棟)		北区浮間1-8	55.9	2	45,200	84,400
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(9号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(10号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(11号棟)		北区浮間1-14	59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)		北区浮間2-26	51.0	3	41,300	80,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,300	94,300
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(4号棟)		北区浮間2-26	59.6	3	48,300	94,300
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)		北区王子本町3-4	37.3	3	29,200	56,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)		北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	56,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(10号棟)		北区滝野川3-66	37.3	3	29,500	60,700
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	2	29,500	60,700
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)		北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	48,500
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート(12号棟)		北区西ヶ原1-19	36.4	1	28,500	39,200
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(1号棟)		北区赤羽北3-7	51.0	2	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(2号棟)		北区赤羽北3-7	51.0	2	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(3号棟)		北区赤羽北3-9	51.0	1	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)		北区赤羽北3-11	51.0	1	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(7号棟)		北区赤羽北3-13	59.6	1	48,800	97,600
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	56,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)		板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	41,300

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)		板橋区坂下1-8	42.2	3	31,600	47,300
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)		板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,800	41,400
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)		板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	50,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(1号棟)		板橋区蓮根3-6	55.9	1	43,500	80,000
一般都営	中層耐火	小茂根二丁目アパート(1号棟)		板橋区小茂根1-6	55.9	2	43,700	90,100
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(3号棟)		板橋区坂下1-36	41.0	1	31,300	62,700
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)		板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	67,300
一般都営	中層耐火	前野町五丁目アパート(2号棟)		板橋区前野町5-25	39.0	1	29,100	48,900
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)		板橋区坂下3-24	51.0	3	38,800	72,700
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)		板橋区蓮根3-15	51.2	3	38,800	69,700
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)		練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	79,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート(3号棟)		練馬区春日町5-28	51.0	1	39,900	76,100
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(1号棟)		練馬区富士見台3-48	39.0	1	29,000	56,300
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)		練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	104,400
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(6号棟)		練馬区北町6-6	55.9	1	43,700	93,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(12号棟)		練馬区北町6-12	48.1	1	37,800	81,200
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(15号棟)		練馬区北町6-15	55.9	1	43,900	94,300
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(5号棟)		練馬区北町8-30	59.6	1	47,100	97,300
一般都営	中層耐火	石神井アパート(11号棟)		練馬区石神井台4-5	55.9	1	44,100	94,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(4号棟)		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(19号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(29号棟)		練馬区石神井町1-1	32.6	1	23,600	47,300
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(12号棟)		練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	74,900
一般都営	中層耐火	立野町アパート(1号棟)		練馬区立野町13-6	55.9	1	43,600	85,100
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート(22号棟)		練馬区旭町1-33	59.6	1	47,200	97,200
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-1号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	106,800
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(1号棟)		足立区西竹の家1-10	55.9	4	40,800	77,400
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(3号棟)		足立区西竹の家1-10	55.9	8	40,800	77,400
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)		足立区西竹の家1-10	48.1	7	35,100	66,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(5号棟)		足立区西竹の家1-10	55.9	6	41,200	78,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(6号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	2	41,200	78,200
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(7号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,500	67,300
一般都営	中層耐火	関原二丁目アパート(20号棟)	足立区関原2-14	51.0	1	36,200	62,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,700	76,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	2	29,500	42,500
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	40,800	75,300
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(2号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	43,300	77,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート(3号棟)	足立区弘道2-11	59.6	2	44,400	88,400
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(4号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,000	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(10号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	37,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(10号棟)	足立区西保木間4-3	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	3	22,600	38,300
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	2	25,600	40,900
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(3号棟)	足立区江北7-12	33.4	1	22,600	37,900
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(4号棟)	足立区伊興1-8	36.4	1	25,000	47,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	31,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(6号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)	足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,400	36,200
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(9号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(4号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	24,600	41,200
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,800	45,500
一般都営	中層耐火	中川二丁目アパート(2号棟)	足立区中川2-24	51.0	1	36,700	67,500
一般都営	高層耐火	青井五丁目アパート(46号棟)	足立区青井5-12	55.9	8	41,200	80,300
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(7号棟)	足立区東和4-16	55.9	2	40,800	74,400
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(7号棟)	足立区東和4-16	48.1	2	35,100	64,100
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(8号棟)	足立区東和4-16	55.9	4	40,800	74,400
一般都営	中層耐火	東和四丁目第2アパート(5号棟)	足立区東和4-17	48.1	6	35,100	64,100
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	68,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(5号棟)	葛飾区柴又3-16	42.3	1	30,500	49,100

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート(1号棟)	葛飾区堀切8-11	51.0	1	38,000	72,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	70,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	70,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	73,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,200	45,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,000	70,600
一般都営	中層耐火	平井七丁目アパート(3号棟)	江戸川区平井7-23	36.4	1	26,500	44,600
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(2号棟)	江戸川区平井7-10	39.0	1	28,400	45,200
一般都営	高層耐火	宇高田町第2アパート(1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	70,900
一般都営	中層耐火	平井七丁目第2アパート(15号棟)	江戸川区平井7-18	39.0	1	28,700	53,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	81,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-4号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,200	42,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	2	26,200	42,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-1号棟)	八王子市松が谷5	56.8	1	30,800	57,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	1	30,400	56,800
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(2号棟)	立川市柴崎町6-2	60.9	1	35,000	71,700
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(1号棟)	立川市柴崎町6-1	60.9	3	35,000	71,700
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(1号棟)	武蔵野市関前4-12	55.9	1	41,700	86,200
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28	48.1	1	36,300	77,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市上連雀9-35	55.9	1	41,100	83,500
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(11号棟)	三鷹市上連雀9-33	62.1	1	45,900	98,400
一般都営	中層耐火	中原四丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市中原4-35	51.0	1	36,000	60,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-13	51.0	2	37,100	76,000
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)	府中市美好町1-9	62.1	1	39,600	84,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町3-17	62.1	1	37,800	92,200
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	65,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	74,700
一般都営	中層耐火	調布深大寺町第2アパート(1号棟)	調布市深大寺元町4-35	51.0	1	31,000	69,500
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート(1号棟)	調布市上石原1-16-4	61.3	1	37,500	85,400
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	2	34,600	86,200
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(5号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	4	34,600	86,200
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	1	34,600	86,200

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(2号棟)	調布市深大寺町	8-24	62.1	1	37,700	93,000
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(2号棟)	調布市柴崎1-7-1		62.1	3	38,200	97,400
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(3号棟)	調布市柴崎1-7-1		51.0	1	31,400	80,000
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート(4号棟)	調布市柴崎1-7-1		51.0	1	31,400	80,000
一般都営	中層耐火	国領町アパート(1号棟)	調布市八雲台1-23		55.9	1	35,400	88,100
一般都営	中層耐火	国領町アパート(2号棟)	調布市八雲台1-23		59.6	4	37,800	94,000
一般都営	中層耐火	国領町アパート(3号棟)	調布市八雲台1-23		59.6	3	37,800	94,000
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(4号棟)	調布市佐須町4-1		62.1	1	38,800	91,200
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(5号棟)	調布市染地1-1		51.0	1	30,800	73,800
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(2号棟)	調布市染地3-3		48.1	1	27,700	63,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(3号棟)	調布市染地3-3		48.1	1	27,700	63,200
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(2号棟)	町田市金森2-23		55.9	3	34,000	69,700
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(4号棟)	町田市金森2-23		59.6	1	36,200	74,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(6号棟)	町田市中町4-7		48.1	1	28,400	62,400
一般都営	高層耐火	金森第6アパート(4号棟)	町田市金森7-18		50.1	1	32,600	69,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(2号棟)	町田市成瀬7-10		51.0	5	27,600	53,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(3号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	5	30,200	58,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(4号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	5	30,200	58,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(14号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	30,200	58,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(1号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	1	31,200	59,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10		55.9	21	31,200	64,400
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(1号棟)	町田市金森2-31		55.9	3	30,600	58,800
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(2号棟)	町田市金森2-31		55.9	4	30,600	58,800
一般都営	中層耐火	町田金森第2アパート(3号棟)	町田市金森2-31		48.1	2	26,300	50,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,600	57,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,600	57,900
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート(21号棟)	小金井市東町4-30		62.1	1	40,300	100,800
一般都営	中層耐火	小金井木町二丁目アパート(11号棟)	小金井市木町2-15		39.0	1	20,700	56,700
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)	日野市三沢1130-2		41.7	1	19,800	40,800
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺市南町3-9		59.6	1	38,000	103,400
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)	国立市東3-3		51.0	2	29,800	76,600
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(2号棟)	国立市東3-3		42.3	2	25,200	61,500
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(1号棟)	国立市西3-8		55.9	4	33,300	76,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(2号棟)	国立市西3-8		48.1	5	29,100	66,700
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(17号棟)	西東京市南町1-2		48.1	1	28,600	64,900
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町1-7		48.1	1	29,600	66,300
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(3号棟)	西東京市柳沢1-15		61.5	1	41,000	96,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(6号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(15号棟)	狛江市和泉本町4-4		37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(22号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(29号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(34号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(35号棟)	狛江市和泉本町4-7		33.4	2	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(45号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.3	1	18,500	47,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(48号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.3	1	18,500	47,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2		38.7	1	18,500	34,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟)	多摩市愛宕1-2		38.7	1	18,500	34,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4		40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4		40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-3号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	1	19,100	34,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-6号棟)	多摩市落合4-4		51.1	1	25,800	38,900
一般都営	中層耐火	稲城アパート(17号棟)	稲城市大丸630		48.1	2	27,300	62,700

●東京都告示第四百十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置

構造及び規模

戸数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

辰巳一丁目アパート (5号棟) 江東区辰巳一丁目三番

高層耐火 三四・六平方メートル

八四戸

三三、三〇〇円

七七、九〇〇円

同右 同右

同右 四〇・四平方メートル

同右

三八、九〇〇円

九一、〇〇〇円

同右 同右

同右 四七・二平方メートル

一四戸

四五、四〇〇円

一〇六、六〇〇円

同右 同右

同右 五七・六平方メートル

同右

五五、四〇〇円

一二九、八〇〇円

辰巳一丁目アパート (6号棟)

同右

同右 三四・六平方メートル

四二戸

三三、三〇〇円

七八、五〇〇円

同右 同右

同右 四〇・四平方メートル

同右

三八、九〇〇円

九一、七〇〇円

同右 同右

同右 四八・一平方メートル

一四戸

四六、三〇〇円

一〇九、二〇〇円

同右 同右

同右 四七・二平方メートル

同右

四五、四〇〇円

一〇七、三〇〇円

●東京都告示第四百十六号

次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

東京都知事 小池 百合子

名称 位置

構造及び規模

戸数

志村第2アパート 板橋区小豆沢三丁目十番

中層耐火 四六・八平方メートル

四〇戸

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第四百十七号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

名称

位置

構造及び規模

戸数

荒川七丁目仲道アパート  
(1号棟)

荒川区荒川七丁目八番

高層耐火 四〇・六平方メートル

一五二戸

小豆沢二丁目アパート  
(19号棟)

板橋区小豆沢二丁目十一番

中層耐火 三六・二平方メートル

二〇戸

●東京都告示第四百十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和四年四月一  
日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告  
示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート(4号棟)	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	中層耐火	市ヶ谷富久町アパート(2号棟)	新宿区富久町22-19	35.5	1	30,200
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	31	29,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(13号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,300
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,500
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(11号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	81.2	1	70,500
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(20号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,000
改良	中層耐火	成増一丁目アパート(2号棟)	板橋区成増1-3	42.3	1	32,900
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,400

●東京都告示第四百十九号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	区画数
諏訪団地四丁目第4駐車場	多摩市諏訪四丁目一	四一区画

●東京都告示第四百二十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	区画数
南馬込三丁目アパート	大田区南馬込三丁目	二〇区画
駐車場	二十九番	
石神井町八丁目アパート	練馬区石神井町八丁目一番	六〇区画
駐車場		
東村山栄町二丁目アパート	東村山市栄町二丁目	一〇区画
駐車場	二十二番地	

●東京都告示第四百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、中野区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三

項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

中野区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、中野区(以下「甲」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

(収入の帰属)

第四条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。(収入及び支出の経理)

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の廃止に伴う決算処理等)

第八条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、板橋区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の第二項の規定により告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

板橋区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、板橋区(以下「甲」という。)は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

(収入の帰属)

第四条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

(収入及び支出の経理)

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の廃止に伴う決算処理等)

第八条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和四年七月一日から施行する。

●東京都告示第四百二十三号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 令和四年四月一日

別表

路線名 指定区間

日本橋芝浦大森 大田区東海三丁目三番地先から同区(側道) 東海四丁目十番地先まで

大田区東海三丁目一番地先から品川区八潮三丁目三番地先まで

●東京都告示第四百二十四号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名及び指定区間 別表のとおり

二 指定期日 令和四年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名 指定区間

立川東大和 立川市高松町二丁目三十九番地先から同市緑町地先まで

●東京都告示第四百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

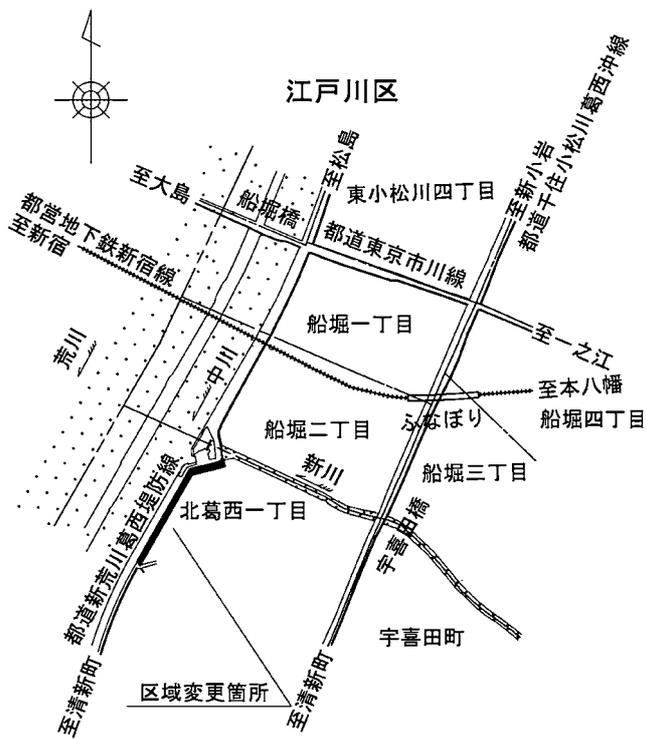
一 路線名 新荒川葛西堤防

二 変更の区間 江戸川区北葛西一丁目二千八百十番一地先

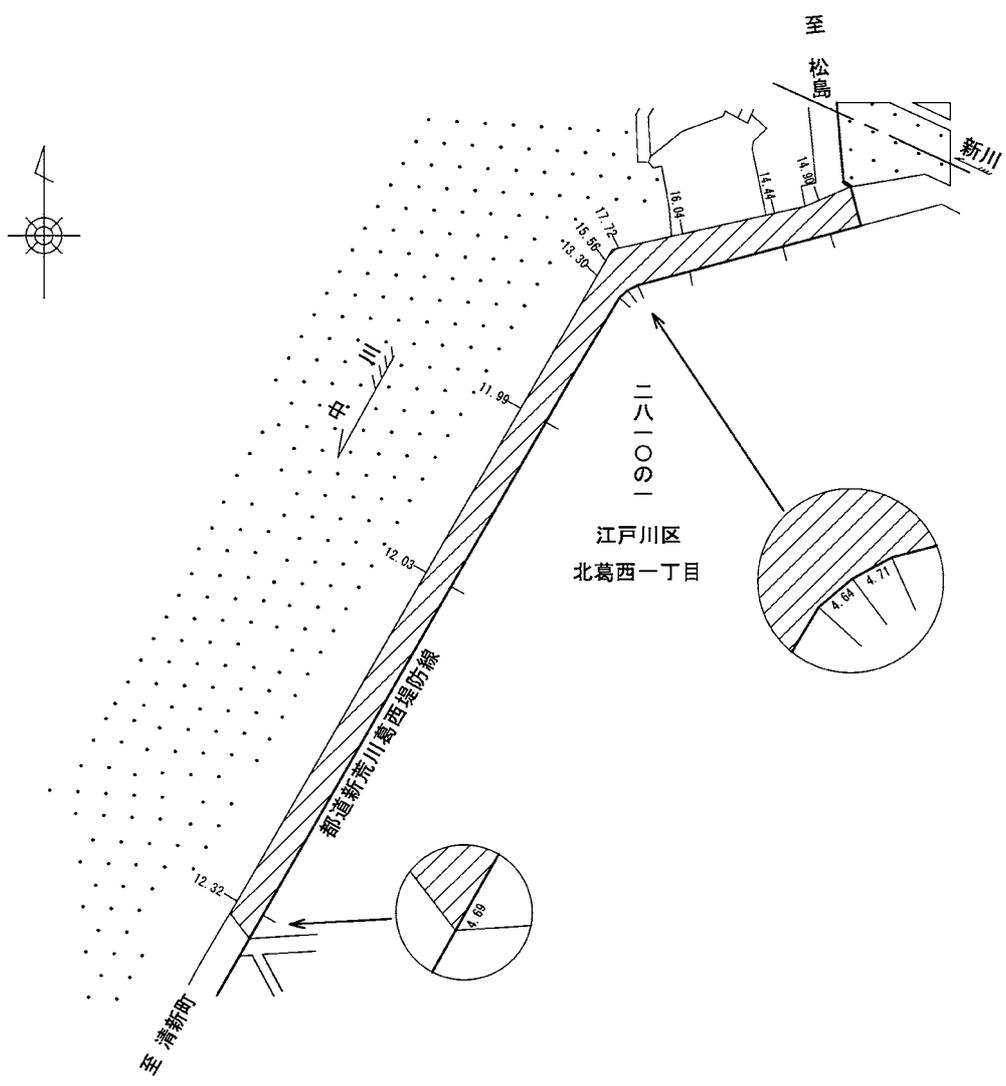
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道新荒川葛西堤防線区域変更略図  
江戸川区北葛西一丁目地内



都道  
 特別区道  
 廃止区域  
 延長 四二五・九四メートル  
 面積 五、四九七・一四平方メートル



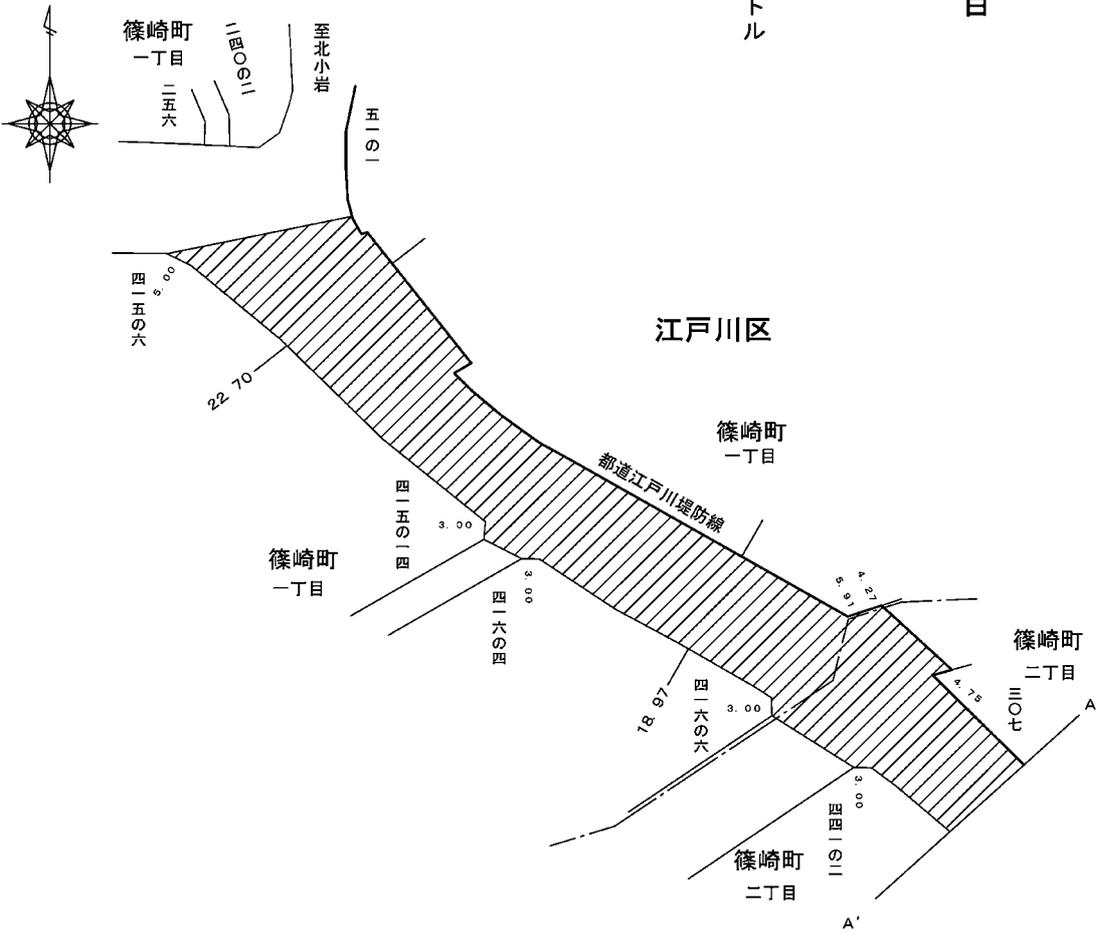
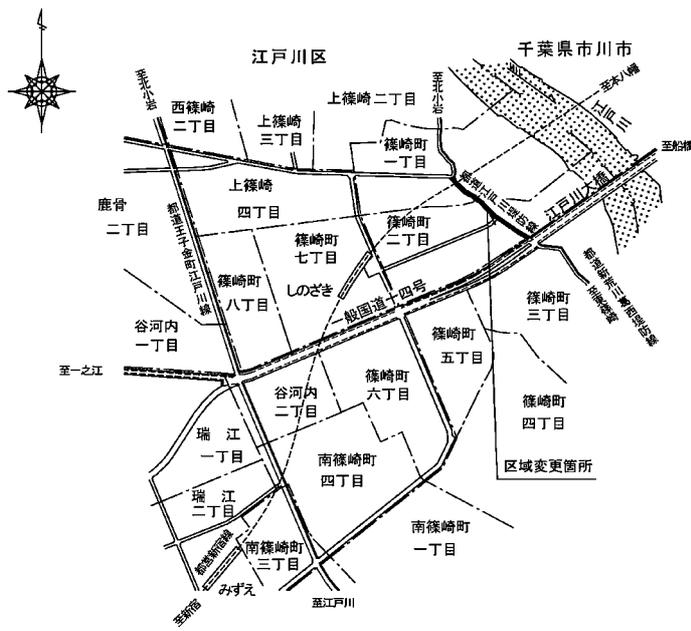
●東京都告示第四百二十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二

別図

都道江戸川堤防線区域変更略図  
 江戸川区篠崎町一丁目～篠崎町二丁目

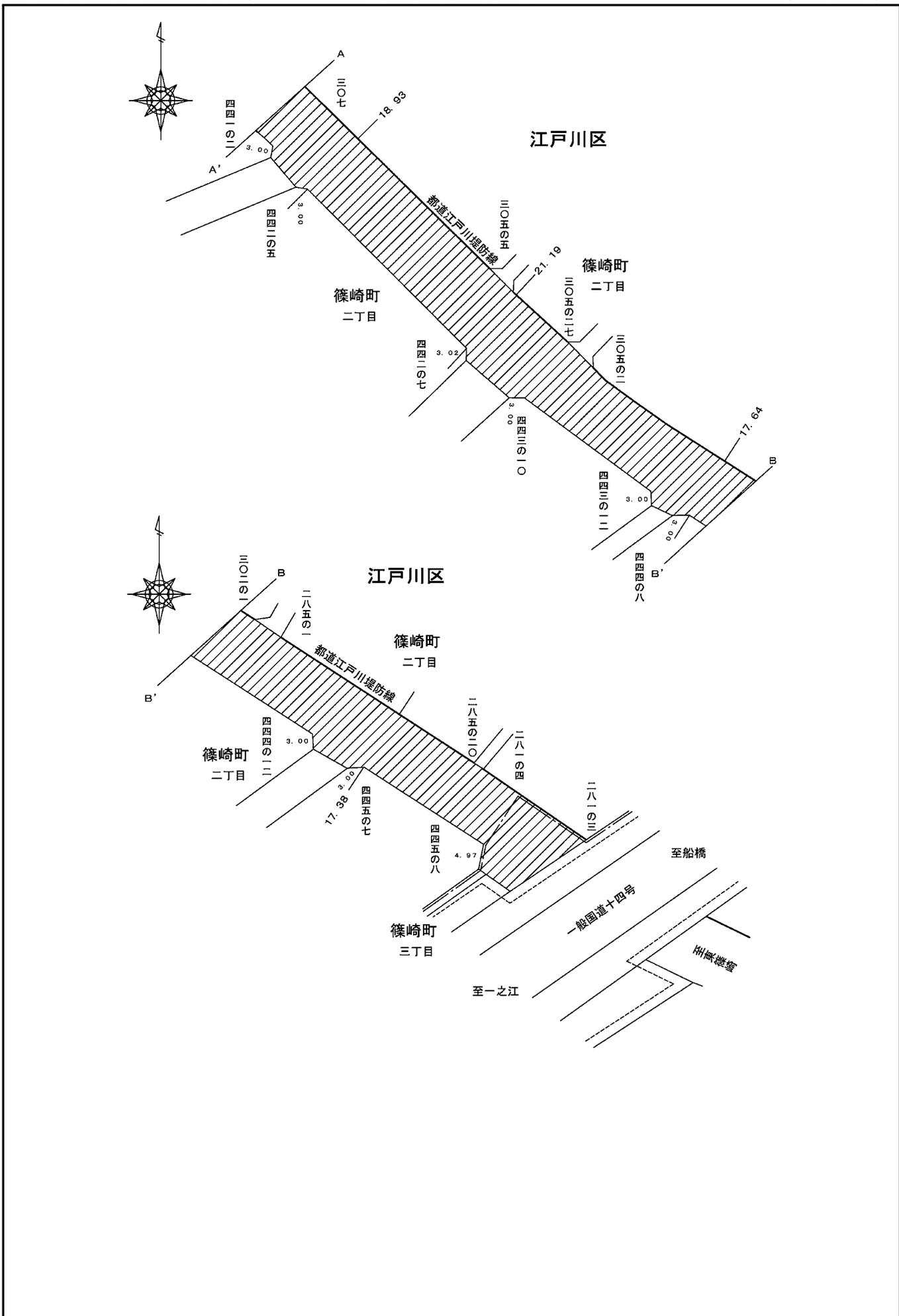
- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 廃止区域
- 延長
- 面積

八、三〇四・八一平方メートル  
 四二七・六九メートル



週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月三十一日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 江戸川堤防  
 二 変更の区間 江戸川区篠崎町一丁目五十一番一地先か

三 変更の概要  
 別図表示のとおり  
 ら同区篠崎町二丁目二百八十一番三地先まで



別図

都道八王子町田線区域変更略図  
町田市相原町地内

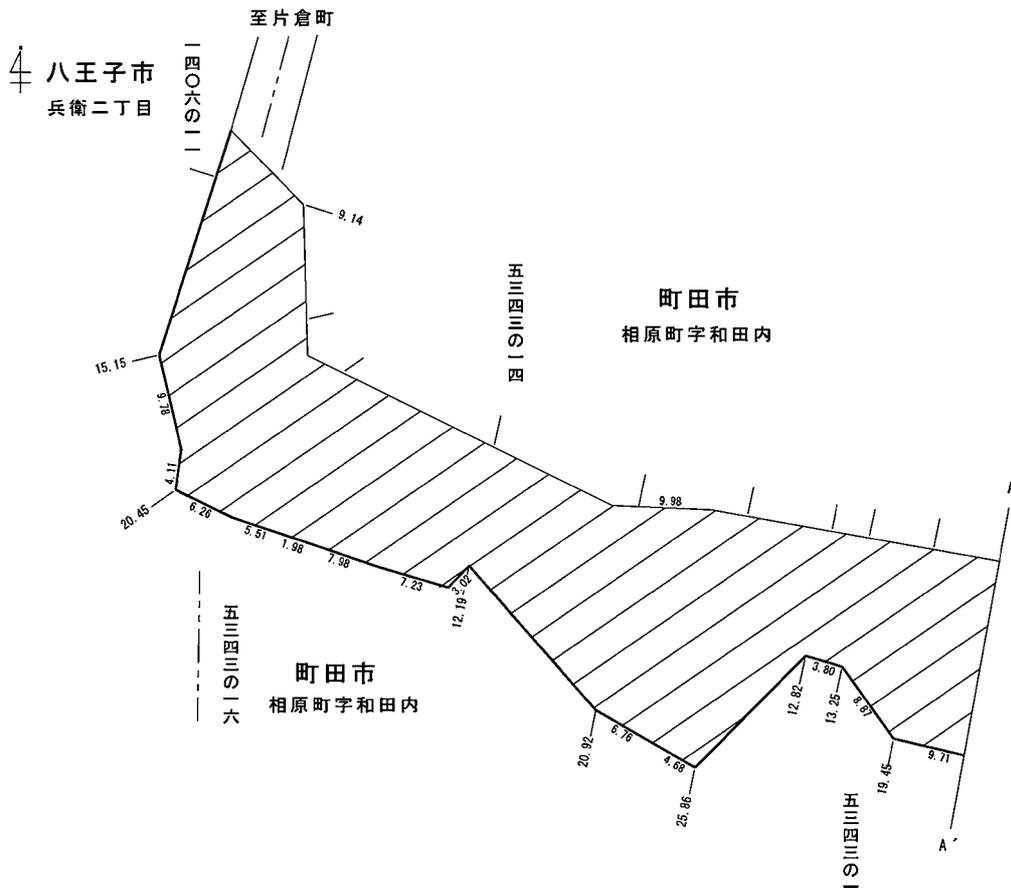
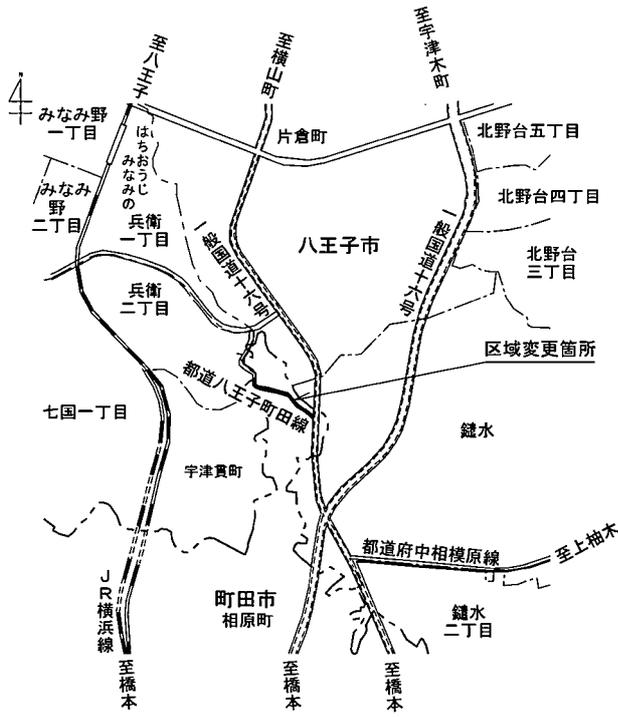
●東京都告示第四百二十七号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二

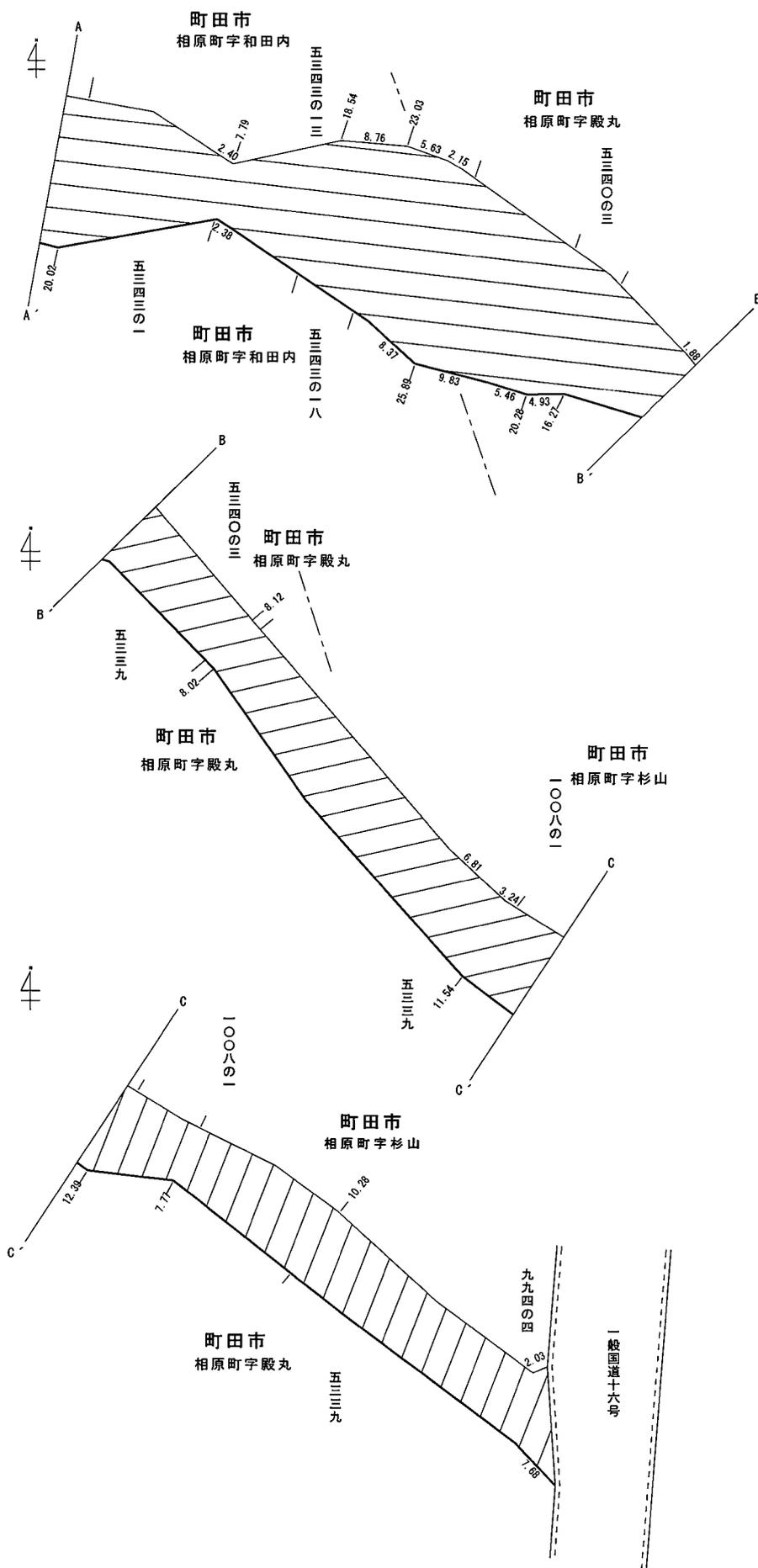
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和四年三月三十一日  
東京都知事 小池 百合子  
一 路線名 八王子町田  
二 変更の区間 町田市相原町字和田内五千三百四十三番

三 変更の概要  
十四地先から同市相原町字殿丸五千三百三十九番地先まで  
別図表示のとおり

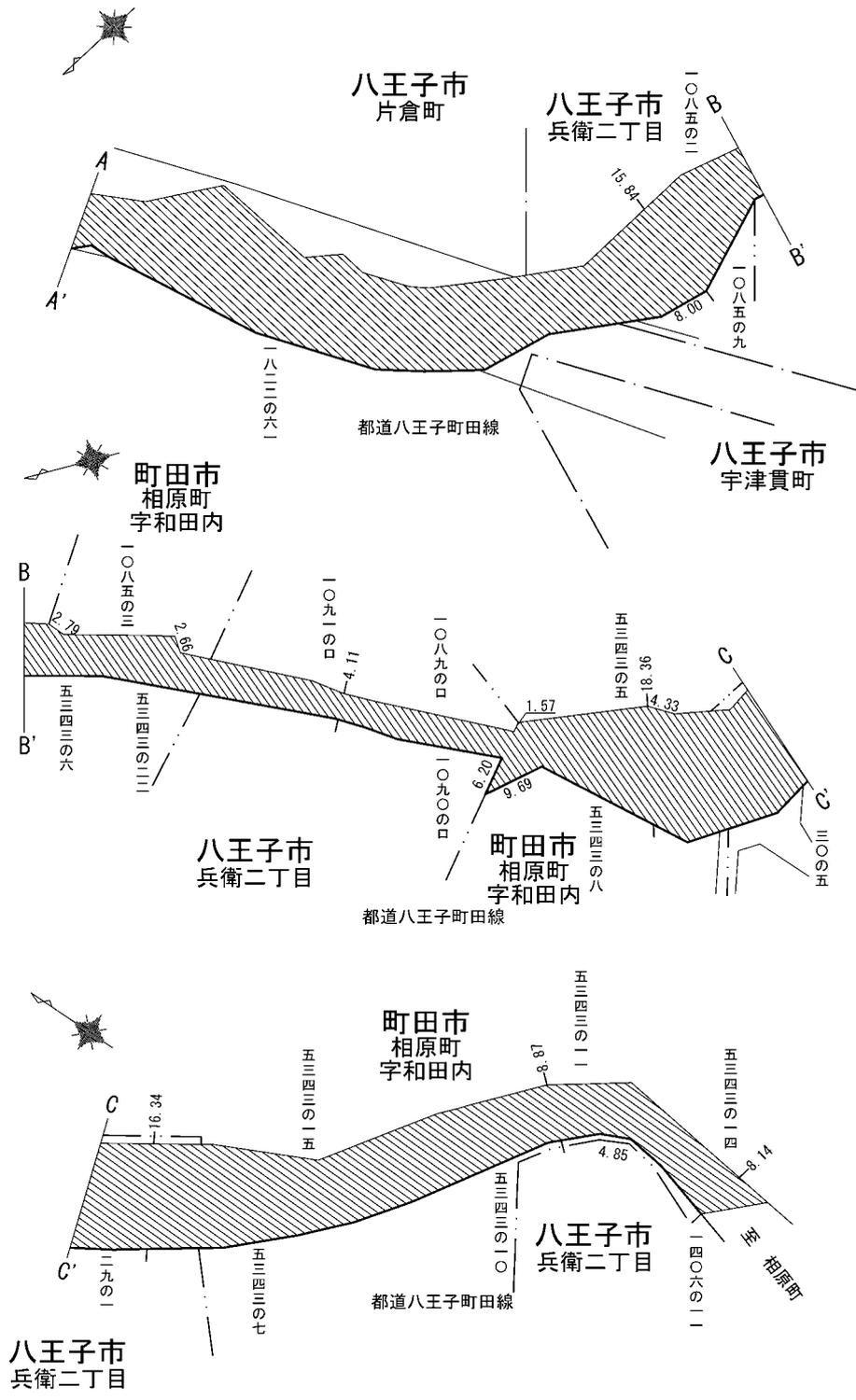


延長 三五〇・六二メートル  
面積 四、七一九・四九平方メートル







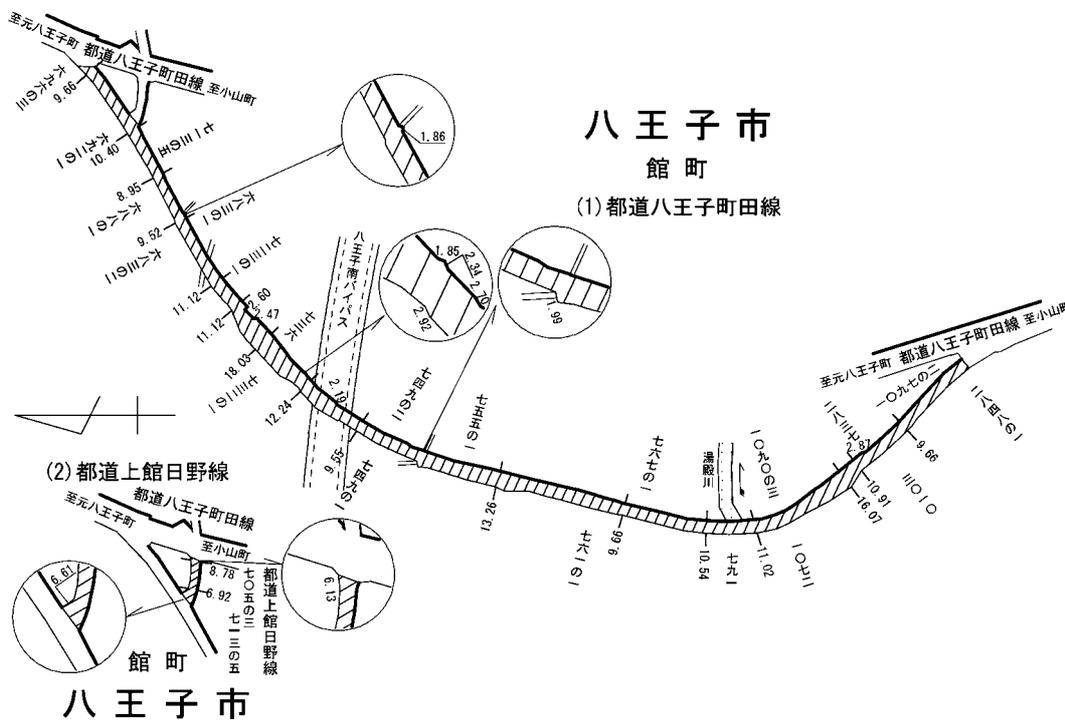
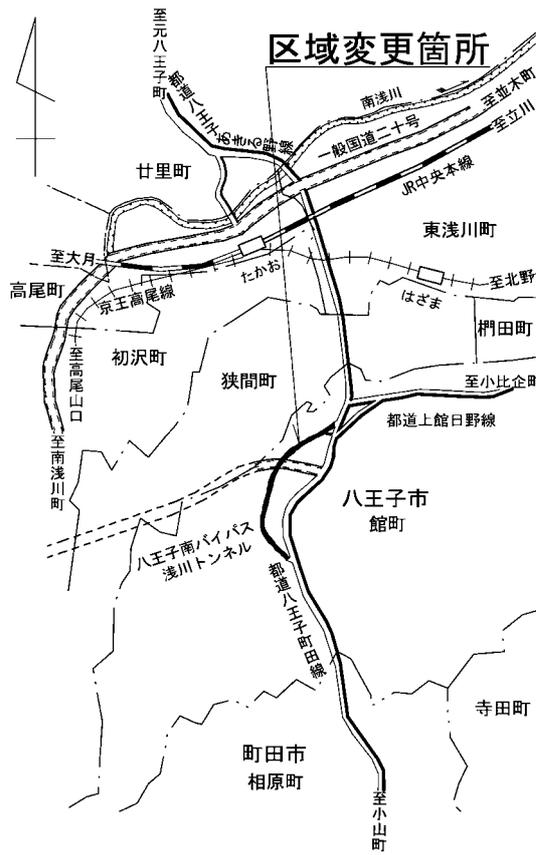


別図

都道八王子町田線 区域変更略図  
都道上館日野線  
八王子市館町地内



(1) 都道八王子町田線	延長	九一四・〇四メートル
	面積	九・九六六・八五平方メートル
(2) 都道上館日野線	延長	三七・八八メートル
	面積	二七四・九九平方メートル



●東京都告示第四百二十九号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

- 令和四年三月三十一日  
東京都知事 小池百合子
- (一) 路線名 八王子町田
  - (二) 変更の区間 八王子市館町六百九十六番三地先から同所二千八百四十八番一地先まで
  - (三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり

- (一) 路線名 上館日野
- (二) 変更の区間 八王子市館町七百十三番五地先から同所七百五番三地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

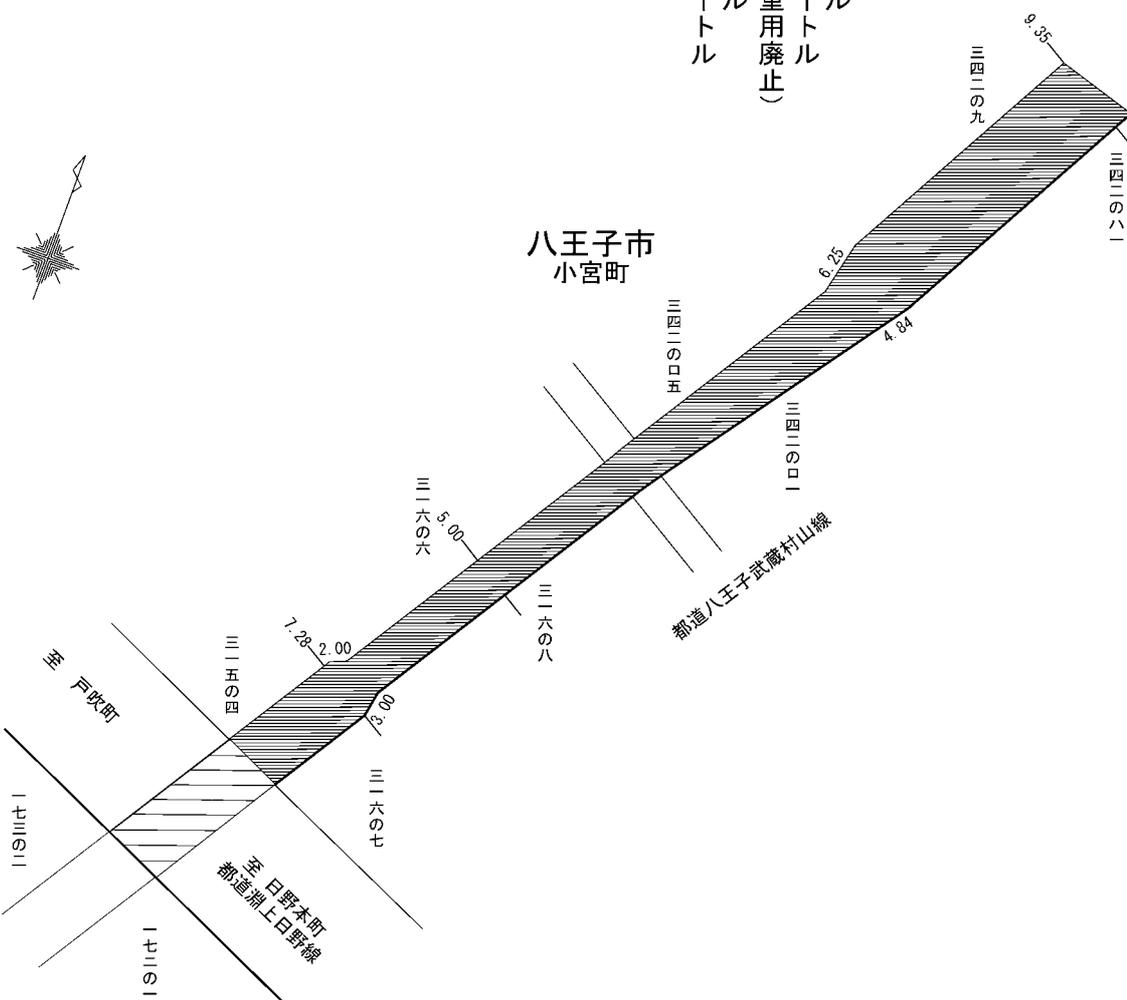
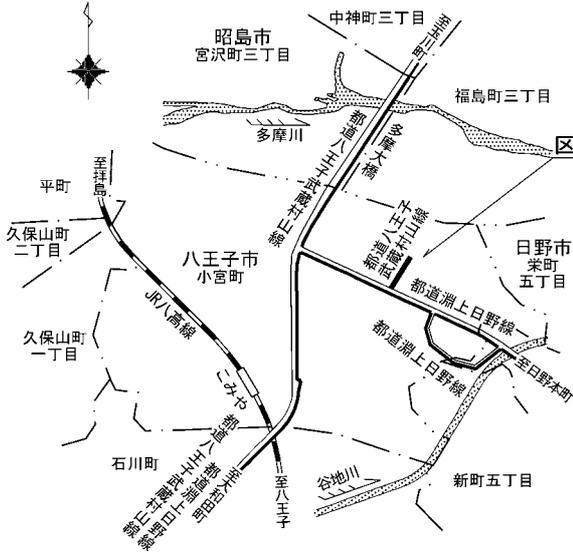
別図

都道八王子武蔵村山線区域変更略図

八王子市小宮町地内

●東京都告示第四百三十号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

- 都道
  - 市道
  - 廃止区域
  - 延長
  - 面積
  - 重用廃止区域(都道淵上日野線との重用廃止)
  - 延長
  - 面積
- 一・二四・三〇メートル  
八三・七・九四平方メートル  
一七・九四メートル  
一・二四・八〇平方メートル



その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二  
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和四年三月三十一日  
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 八王子武蔵村山
- 二 変更の区間 八王子市小宮町百七十三番二地先から同所三百四十二番ハ一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

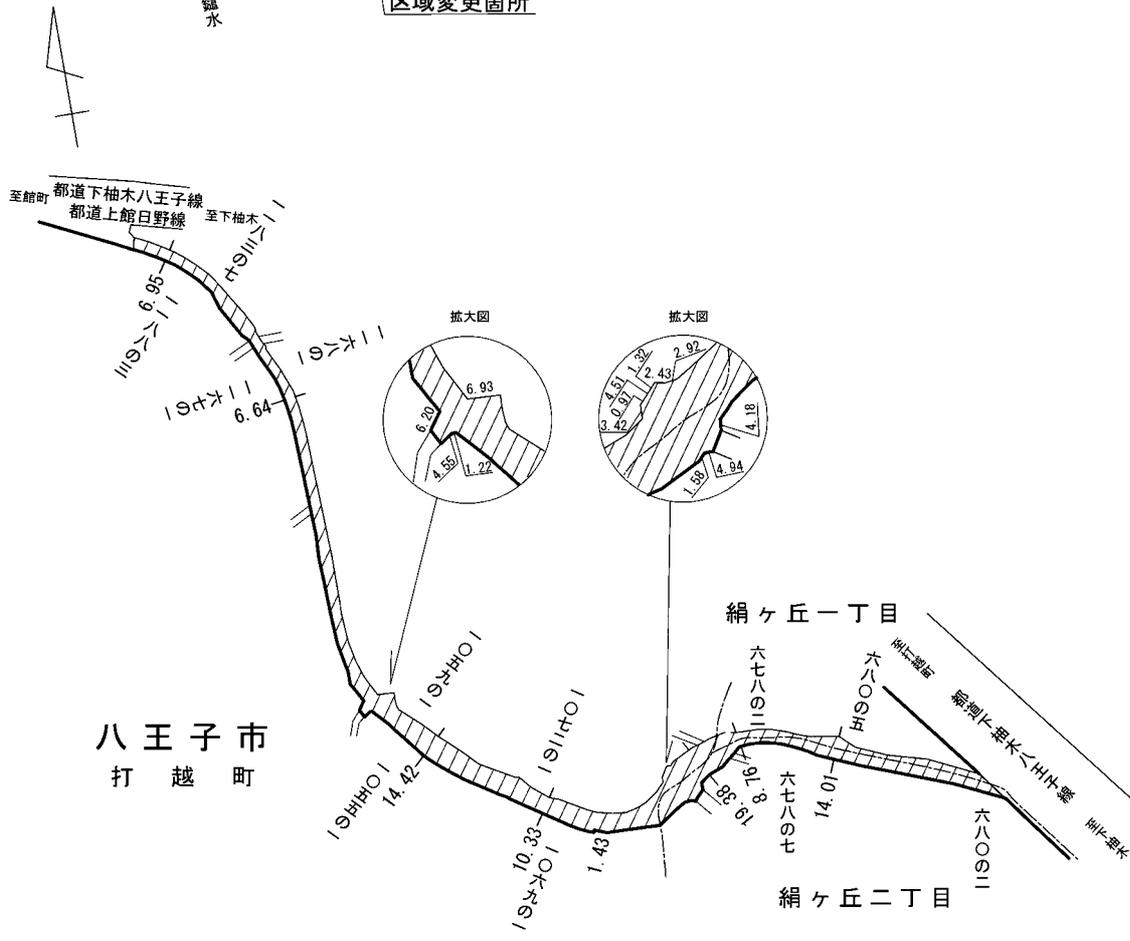
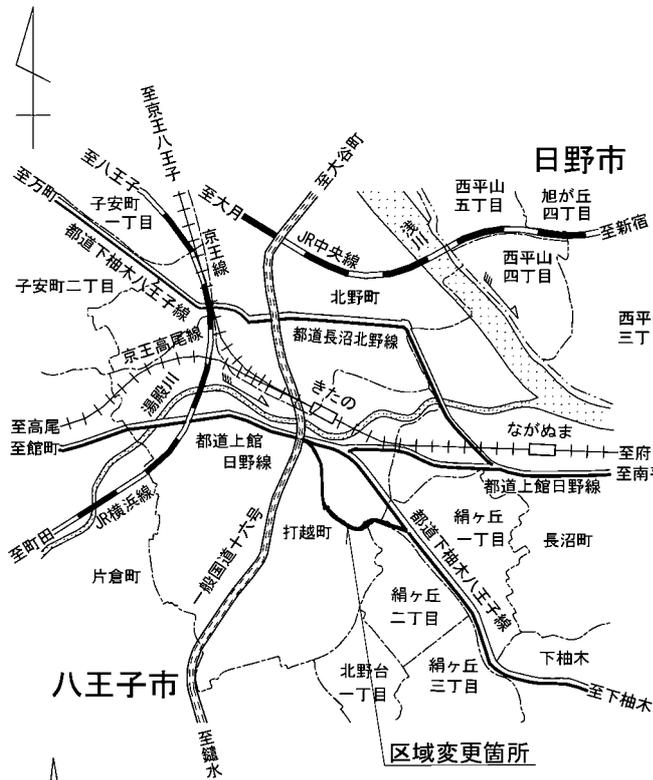
●東京都告示第四百三十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道下柚木八王子線区域変更略図  
 八王子市絹ヶ丘二丁目～打越町



延長 七四四・二四メートル  
 面積 七、四〇八・六七平方メートル

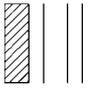


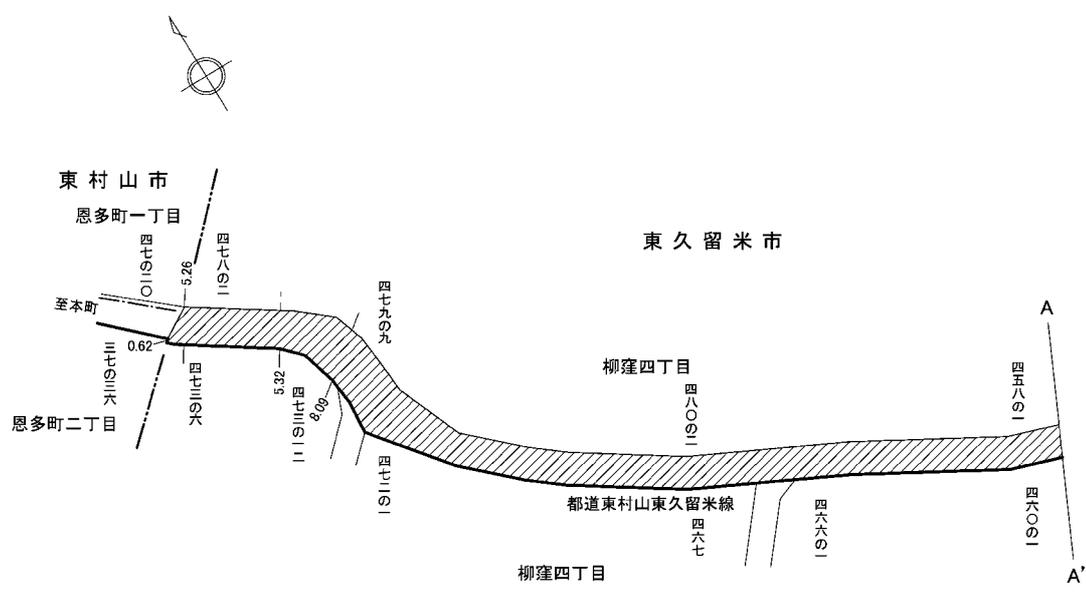
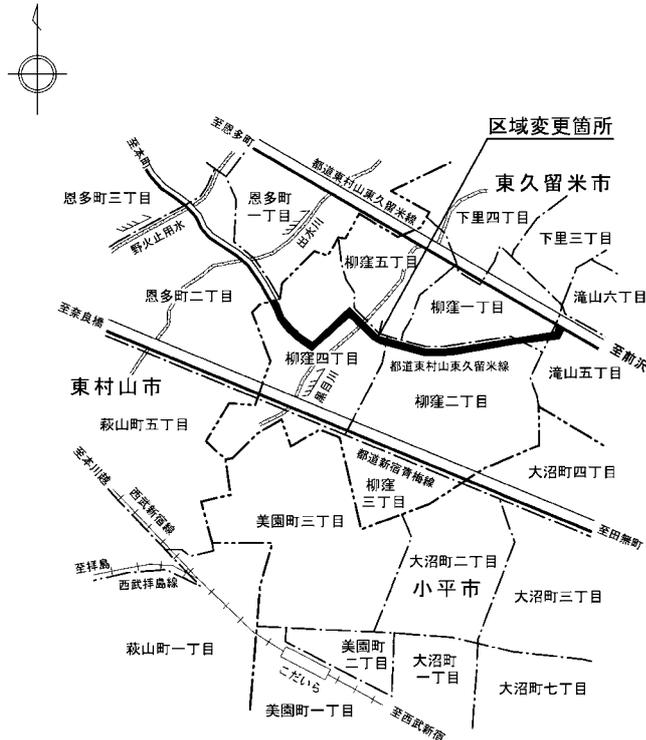
その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月三十一日  
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 下柚木八王子
- 二 変更の区間 八王子市絹ヶ丘二丁目六百八十番二地先  
から同市打越町千八百八十三番七地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東村山東久留米線区域変更略図  
東久留米市柳窪四丁目～滝山五丁目


  
 都道  
 市道  
 廃止区域  
 延長  
 面積  
 一、二六四・七七メートル  
 六、九六〇・〇一平方メートル

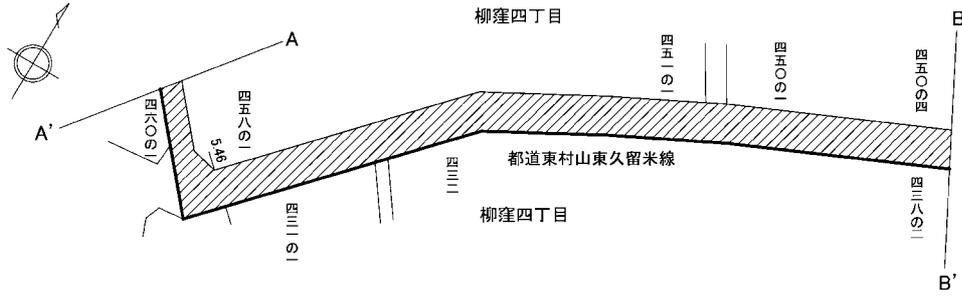


●東京都告示第四百三十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和四年三月三十一日から起算して二

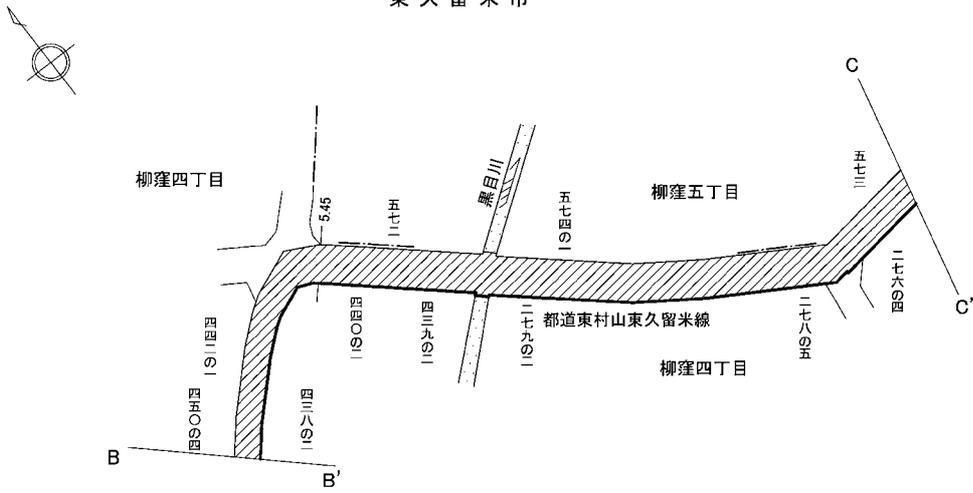
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年三月三十一日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 東村山東久留米  
 二 変更の区間 東久留米市柳窪四丁目四百七十三番六地

三 変更の概要  
 先から同市滝山五丁目二十七番五地先ま  
 で  
 別図表示のとおり

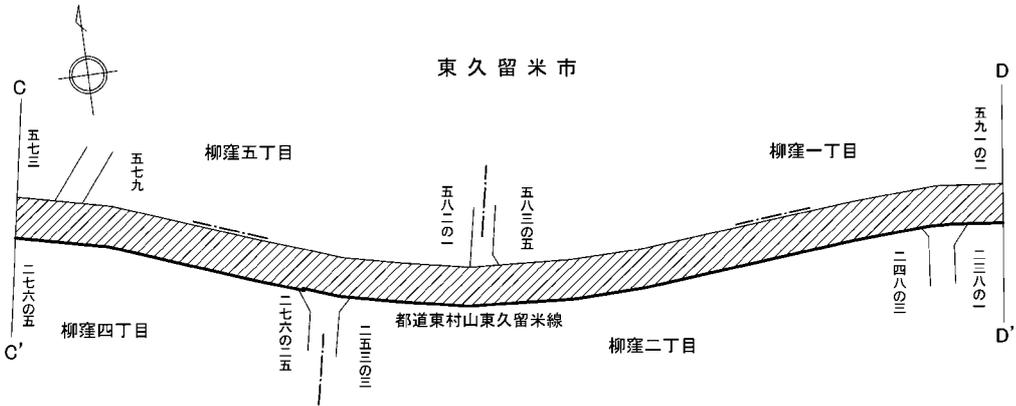
東久留米市



東久留米市



東久留米市





東京都告示第四百三十三号

東京都港湾管理条例施行規則(平成十六年東京都規則第四百号。以下「規則」という。)第三条第三項の規定により指定管理者が定める申請書の提出以外の申請の方法を承認したので、次のとおり告示する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 申請書の提出以外の申請の方法

輸出入・港湾関連情報処理システム又は東京港湾情報システムを利用して、規則別記第一号様式又は別記第二号様式に記載すべき事項を指定管理者に送信すること。対象施設

品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋及び中央防波堤外側ふ頭棧橋(Y1)

三 適用期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

東京都告示第四百三十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

Table with 4 columns: 種類, 名称, 変更前, 変更後. 規模, 所在地, 変更年月日.

港湾 中央防 二五二、二七七、大田区令和 令和四  
施設 波堤外 一八六、九三八、島一丁目、年四月

Table with 2 columns: 用地, 側地区, 港湾施設, 設用地. 九九平方メートル, 三五平方メートル, 令和島二丁目, 江東区海の森二丁目, 海の森二丁目, 目地先及び海の森三丁目, 目地先

東京都告示第四百三十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

Table with 4 columns: 種類, 名称, 規模, 所在地, 中止年月日. 客船, 晴海客船ターミナル, 延床面積一七、四二二・四六平方メートル, 中央区晴海五丁目日, 令和四年四月一日. ミナル, 敷地面積三二、一七二・三八平方メートル, 同右. 同右, 青海客船ターミナル, 延床面積八〇二・二二平方メートル, 江東区青海二丁目, 同右. ミナル, 敷地面積一四、四一一・六四平方メートル, 八番十一号

告示(教)

東京都教育委員会告示第十三号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

令和四年三月三十一日

東京都教育委員会

一 設置者の名称及び住所 公益財団法人 通信文化協会

正誤

令和四年三月四日付東京都公告

Table with 3 columns: ページ一段一行, 後から, 正誤. 一五下, 五, 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業. 菓子を製造する営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十一条第一項の許可を受けて営むもの

Table with 2 columns: 博物館の名称, 博物館の所在地. 文京区湯島四丁目五番十六号 郵政博物館, 墨田区押上一丁目一番二号 東京スカイツリータウン・ソラマチ九階

登録番号 第九十一号

登録抹消年月日 令和四年三月三十一日

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 七〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

